

公的研究費における納品検収体制

総合スポーツ科学研究センター
管理部会計課・管理課
図書館課



※緊急を要する研究者等の立替購入については現物確認または物品の写真の提出を持って検収に代えることとする。

立替購入の理由を確認後、写真もしくは領収書に検収印を押印する。

(申請→検収→決裁→支払)

※有形の成果物がある場合は、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行う。また必要に応じて、抽出などの事後チェック等を含め、これに係わる仕様書、作業工程等の詳細を専門の知識を有する者がチェックする。